

事業報告書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団尾田歯科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、
 該当する欄の口を塗りつぶすこと (会計年度内に変更があった
 場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 広島県広島県呉市安浦町中央五丁目1番54号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務
 所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2 年 月 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 年 11 月 2 日

(5) 役員及び評議員

2

	氏 名	備 考
理事長	尾田 良	尾田歯科クリニック 管理者
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評議員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医
 療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又
 は介護医療院 (法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理
 者であることを記載すること。 (法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。 (第46条の4第1項参照)

事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院(法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施 設 の 名 称	開 設 場 所	許 可 病 床 数	
病 院			一般病床	床
			療養病床	床
			[医療保険	床]
			[介護保険	床]
			精神病床	床
			感染症病床	床
			結核病床	床
診 療 所	尾田歯科クリニック	広島県呉市安浦町中央五丁目1番54号	一般病床	床
			療養病床	床
			[医療保険	床]
			[介護保険	床]
介 護 老 人 保 健 施 設			入所定員	名
			通所定員	名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション		
在宅介護支援センター		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業		
料理品小売業		

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和3年9月10日	令和3年度の決算の決定
令和4年9月7日	理事、監事の改選
令和4年9月7日	令和3年度の事業計画及び予算の決定

注) (5), (6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可(〇〇年開院予定)
〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設
〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院
〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団尾田歯科クリニック
所在地 広島県呉市安浦町中央五丁目1番54号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	84,086 千円
2. 負 債 額	23,157 千円
3. 純 資 産 額	60,929 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	76,592
B 固 定 資 産	7,494
C 資 産 合 計 (A + B)	84,086
D 負 債 合 計	23,157
E 純 資 産 (C - D)	60,929

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))	
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))	

法人名 医療法人社団尾田歯科クリニック
所在地 広島県呉市安浦町中央五丁目1番54号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	76,592	I 流 動 負 債	6,632
II 固 定 資 産	7,494	II 固 定 負 債	16,525
1 有 形 固 定 資 産	6,983	負 債 合 計	23,157
2 無 形 固 定 資 産	476	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	34	科 目	金 額
		I 出 資 金	25,000
		II 積 立 金	35,929
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	60,929
資 産 合 計	84,086	負 債 ・ 純 資 産 合 計	84,086

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団尾田歯科クリニック
所在地 広島県呉市安浦町中央五丁目1番54号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,124
2 事業費用	92,218
本来業務事業利益	4,906
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	4,906
II 事業外収益	2,206
III 事業外費用	187
経常利益	6,925
IV 特別利益	0
V 特別損失	154
税引前当期純利益	6,771
法人税等	1,412
当期純利益	5,359

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人社団尾田歯科クリニック

理事長 尾田 良 殿

私は、医療法人社団尾田歯科クリニックの令和3会計年度(令和3年8月1日から令和4年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 9 月 7 日

医療法人社団尾田歯科クリニック

監事